

信託終了（繰上償還）に関する異議申立手続きのお知らせ

このたび、当社では、以下の各追加型証券投資信託（以下「各ファンド」といいます。）につきまして、平成30年6月7日をもって信託を終了（繰上償還）（以下「繰上償還」といいます。）することに関して、異議申立手続きを実施いたしますので、各ファンドの投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託 アセットバック証券オープンCコース

追加型証券投資信託 アセットバック証券オープンDコース

2. 繰上償還の提案の理由

各ファンドの受益権を合計した口数は20億口を下回る状態にあり、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、各ファンドの投資信託約款の規定に基づき、繰上償還することに関して、異議申立手続きを実施することといたしました。

3. 諸手続きについて

各ファンドの繰上償還について異議申立をなさる受益者は、平成30年1月29日から平成30年3月1日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

各ファンドにつき、上記期間内に異議申立をされる受益者の当該投資信託契約に係る受益権の口数が、平成30年1月29日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、平成30年6月7日をもって繰上償還することを予定しております。なお、各ファンドの繰上償還の異議申立の手続きは互いに独立しており、異議申立の手続きの結果によっては、一方のファンドは繰上償還し、他方のファンドは繰上償還しない場合があります。

各ファンドが繰上償還することとなった場合、異議申立をされた受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、各ファンドの受託会社に対し、平成30年3月14日から平成30年4月2日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成30年1月29日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社